

令和6年1月5日

報道機関 各位

社会福祉法人高知県共同募金会  
会長 山元 文明

「令和6年能登半島地震災害義援金」の受入について

平素は、本会の運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年1月1日に発生した能登半島を震源とする地震により、北陸地方を中心に人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数の市町村に災害救助法が適用されました。

被災県及び中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施することになり、本会においても義援金募集の広報、周知を行うとともに、その取りまとめを行うこととしました。

お寄せいただいた義援金については、各被災県の関係団体で構成される義援金配分委員会に送金し、各被災県が取りまとめる配分基準に基づいて被災者へ配分が行われます。

つきましては、周知等についてご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 本会災害義援金専用口座

四国銀行 県庁支店 普通NO. 0000835

社会福祉法人高知県共同募金会 会長 山元文明

高知銀行 朝倉南支店 普通NO. 0222127

社会福祉法人高知県共同募金会 理事長 山元文明

※本会の四国銀行と高知銀行の専用口座への振込であれば、同行間の振込手数料は無料となります。

2 窓口での受付

本会並びに各市町村共同募金委員会窓口でも受け付けています。

3 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

希望される方は、振込用紙の備考欄にその旨ご記入ください。後日、送金された共同募金会から免税用領収書が送付されるよう手配します。振込用紙の控えは、領収書が届くまで大切に保管してください。

高知県共同募金会  
高知市朝倉戊375-1  
電話 088-844-3525